

## 近畿総合通信局は電波のルールを守らない 不法無線局を許しません！

不法無線局は、免許を受けずに電波を発射し、携帯電話や放送、消防、救急、航空、海上などの重要無線通信に妨害を与え、人命・財産の保護や社会生活に大きな影響を及ぼします。このため、近畿総合通信局では、電波を監視し不法無線局の発見・取締に努め、出現局数は減少傾向にあります。引き続き、重要無線通信妨害の迅速な排除、並びに捜査機関との共同取締りなど様々な対策に取り組めます。

### 主な不法無線局の出現局数

単位：件

	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度 第 3 四半期末(速報値)
不法市民ラジオ	197	67	46	14	19	3
不法アマチュア無線	159	195	132	106	151	96
不法パーソナル無線	151	20	7	59	55	22
不法船舶無線	732	767	615	585	319	48
総計	1,239	1,049	800	764	544	169

### 不法無線局に対する告発、指導件数

単位：件

	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度 第 3 四半期末(速報値)
告発件数	52	61	51	66	61	28
指導件数	1,062	850	594	506	439	223

### 無線局に対する混信・妨害申告と電磁障害等の照会・相談件数

単位：件

	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度 第 3 四半期末(速報値)
重要無線通信の局	39	48	86	55	47	24
業務用無線局	11	18	18	8	10	5
アマチュア無線局	93	195	186	238	186	138
その他の無線局	29	19	36	19	15	9
電磁障害	27	53	59	43	39	25
生体電磁環境	103	106	87	44	18	14
総計	302	439	472	407	315	215

1. 「その他の無線局」には、市民ラジオ、特定小電力無線局、外国規格無線機等が含まれています。
2. 「電磁障害」とは、家電、電子機器等から発射される不要電波による障害です。
3. 「生体電磁環境」とは、電波が健康に影響するのではないかとといった不安から寄せられる電波の安全性に関する照会・相談です。
4. 「アマチュア無線局」の数字は、平成 21 年度に統計分類を見直しています。